

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 23 年 3 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	4
学校保健統計調査（平成23年承認）（文部科学省）	4
3 一般統計調査の承認	8
適用実態調査（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第4条第1項に基づく適用実態調査）（平成23年承認）（財務省）	8
航空輸送統計調査（平成23年承認）（国土交通省）	9
労使関係総合調査（平成23年承認）（厚生労働省）	11
建設業活動実態調査（平成23年承認）（国土交通省）	18
砕石等動態統計調査（平成23年承認）（経済産業省）	19
社会保障・人口問題基本調査（平成23年承認）（厚生労働省）	20
介護事業実態調査（平成23年承認）（厚生労働省）	25
海外現地法人四半期調査（平成23年承認）（経済産業省）	31
主要建設資材需給・価格動向調査（平成23年承認）（国土交通省）	32
国際比較プログラムに関する小売物価調査（平成23年承認）（総務省）	33
水質汚濁物質排出量総合調査（平成23年承認）（環境省）	35
職種別民間給与実態調査（平成23年承認）（人事院）	37
民間企業における役員報酬（給与）等調査（平成23年承認）（人事院）	41
4 届出統計調査の受理	43
(1) 新規	43
川崎市高齢者等実態調査（平成23年届出）（川崎市）	43
大阪市域における廃棄物処理に係る実態調査（平成23年届出）（大阪市）	46
春季賃上げ及び夏季・年末一時金要求・妥結状況調査（平成23年届出）（千葉県）	47
大阪における障がい者在宅就労実態調査（平成23年届出）（大阪府）	49
(2) 変更	50
広島県人口移動統計調査（平成23年届出）（広島県）	50
神奈川県消費者物価統計調査（平成23年届出）（神奈川県）	51

（参考）基幹統計の指定

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧統計法」という。）第 2 条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第 8 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第 24 条第 1 項又は第 25 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第 2 条第 4 項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成 21 年 4 月 1 日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
学校保健統計調査	文部科学大臣	承認事項の変更 「裸眼視力」を「視力矯正者」と「視力非矯正者」に分割等。 「難聴」欄に「(両耳とも)」という表記を追加。 「相談員・スクールカウンセラーの配置状況」の調査票上の表示場所及び配置時間に関する表記を変更。 調査票の様式番号を変更。 報告義務者の氏名欄の表記を「申告義務者」から「報告義務者」に変更。 調査票情報の保存責任者の変更。	H23.3.16

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H23.3.8	適用実態調査（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第4条第1項に基づく適用実態調査）	財 務 大 臣
H23.3.8	航空輸送統計調査	国 土 交 通 大 臣
H23.3.9	労使関係総合調査	厚 生 労 働 大 臣
H23.3.9	建設業活動実態調査	国 土 交 通 大 臣
H23.3.14	砕石等動態統計調査	経 済 産 業 大 臣
H23.3.24	社会保障・人口問題基本調査	厚 生 労 働 大 臣
H23.3.25	介護事業実態調査	厚 生 労 働 大 臣
H23.3.25	海外現地法人四半期調査	経 済 産 業 大 臣
H23.3.29	主要建設資材需給・価格動向調査	国 土 交 通 大 臣
H23.3.30	国際比較プログラムに関する小売物価調査	総 務 大 臣
H23.3.31	水質汚濁物質排出量総合調査	環 境 大 臣
H23.3.31	職種別民間給与実態調査	人 事 院 総 裁
H23.3.31	民間企業における役員報酬（給与）等調査	人 事 院 総 裁

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23.3.3	川崎市高齢者等実態調査	川 崎 市 長
H23.3.8	大阪市域における廃棄物処理に係る実態調査	大 阪 市 長
H23.3.9	春季賃上げ及び夏季・年末一時金要求・妥結状況調査	千 葉 県 知 事
H23.3.14	大阪における障がい者在宅就労実態調査	大 阪 府 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23.3.2	広島県人口移動統計調査	広 島 県 知 事
H23.3.3	神奈川県消費者物価統計調査	神 奈 川 県 知 事
H23.3.28	鳥取県山間集落实態調査	鳥 取 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 学校保健統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月16日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

【目的】 学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、学校における健康診断の結果の記録に基づいて作成される統計であるが、学校における健康診断の結果の記録は明治30年に行われた「学生生徒身体検査規程（明治30年3月15日文部省訓令第3号）」に基づく体格測定に始まる。

しかし、この記録に基づいて統計が作成されたのは3年後の明治33年に「学生生徒身体検査規程（明治33年3月26日文部省令第4号）」に基づいて行われた身体検査の結果の記録を基に作成された「生徒児童身体検査統計」が最初であり、これが現在の学校保健統計調査の始まりである。

その後、この学生生徒身体検査規程は「学生生徒児童身体検査規程（大正9年7月27日文部省令第16号）」更に「学校身体検査規定（昭和12年1月27日文部省令第2号）」へと改正されたが、統計はこの間も継続して作成されている。

戦時中は、身体検査も統計表の作成も十分徹底して行われなかったため、統計は昭和14年の「学校身体検査」を最後に中断し、戦後、昭和22年まで作成されなかった。

昭和23年に至り、学校身体検査統計を整備し、原資料は「学校身体検査規程（昭和19年5月17日文部省令第33号）」に基づく身体検査の記録によるが、統計の名称は学校衛生統計調査となり、統計法に基づく指定統計調査として再出発した。

昭和33年に至り、学校保健法（昭和33年法律第56号）が制定され、従来の学校における身体検査は、以後この法律に基づく健康診断として行われることになった。

これに応じて、統計の名称も昭和35年から学校保健統計と改められた。

また、調査対象の選定方法も、昭和52年度から、都道府県の負担軽減のため、従来の単純比例抽出から各都道府県ごとに同数を抽出する確率比例抽出となった。

平成7年度の調査から、すべての調査票への押印を廃止した。

平成11年度の調査から、学校教育法等の一部を改正する法律（平成10年法律第101号）による中等教育学校の創設に伴い、調査票の名称を改正した。

平成18年度の調査から、調査対象の選定方法が確率比例抽出から層化抽出と

なった。

【調査の構成】 1 - 発育状態調査票（幼稚園） 2 - 発育状態調査票（小学校） 3 - 発育状態調査票（中学校及び中等教育学校の前期課程） 4 - 発育状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程） 5 - 健康状態調査票（幼稚園） 6 - 健康状態調査票（小学校） 7 - 健康状態調査票（中学校及び中等教育学校の前期課程） 8 - 健康状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程）

【公表】 インターネット、印刷物及び閲覧（速報：毎年12月、報告書：毎年3月）

【調査票名】 1 - 発育状態調査票（幼稚園）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国、公、私立の幼稚園 （抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,645 / 13,392 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年4月1日～6月30日 （系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1.身長、2.体重、3.座高

【調査票名】 2 - 発育状態調査票（小学校）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国、公、私立の小学校 （抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,820 / 22,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年4月1日～6月30日 （系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1.身長、2.体重、3.座高

【調査票名】 3 - 発育状態調査票（中学校及び中等教育学校の前期課程）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国、公、私立の中学校、中等教育学校の前期課程 （抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,880 / 10,863 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年4月1日～6月30日 （系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1.身長、2.体重、3.座高

【調査票名】 4 - 発育状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国、公、私立の高等学校、中等教育学校の後期課程（抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,410/5,164（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年4月1日～6月30日（系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1.身長、2.体重、3.座高

【調査票名】 5 - 健康状態調査票（幼稚園）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国、公、私立の幼稚園（抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,645/13,392（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年4月1日～6月30日（系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1.栄養状態、2.脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、3.視力、4.眼の疾病・異常の有無、5.耳鼻咽頭疾患の有無、6.皮膚疾患の有無、7.歯・口腔の疾病・異常の有無、8.心臓の疾病・異常の有無、9.尿、10.寄生虫卵の有無、11.その他の疾病・異常の有無

【調査票名】 6 - 健康状態調査票（小学校）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国、公、私立の小学校（抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）2,820/22,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年4月1日～6月30日（系統）文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1.栄養状態、2.脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、3.視力、4.聴力、5.眼の疾病・異常の有無、6.耳鼻咽頭疾患の有無、7.皮膚疾患の有無、8.歯・口腔の疾病・異常の有無、9.結核の有無、10.心臓の疾病・異常の有無、11.尿、12.寄生虫卵の有無、13.その他の疾病・異常の有無及び結核に関する検診の結果、14.相談員・スクールカウンセラーの配置状況

【調査票名】 7 - 健康状態調査票（中学校及び中等教育学校の前期課程）

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国、公、私立の中学校、中等教育学校の前期課程 (抽出枠)学校基本調査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,880/10,863 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年4月1日～6月30日 (系統)文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1.栄養状態、2.脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、3.視力、4.聴力、5.眼の疾病・異常の有無、6.耳鼻咽喉頭疾患の有無、7.皮膚疾患の有無、8.歯・口腔の疾病・異常の有無、9.結核の有無、10.心臓の疾病・異常の有無、11.尿、12.その他の疾病・異常の有無及び結核に関する検診の結果、13.相談員・スクールカウンセラーの配置状況

【調査票名】 8 - 健康状態調査票 (高等学校及び中等教育学校の後期課程)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国、公、私立の高等学校、中等教育学校の後期課程 (抽出枠)学校基本調査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,410/5,164 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年4月1日～6月30日 (系統)文部科学省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1.栄養状態、2.脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、3.視力、4.聴力、5.眼の疾病・異常の有無、6.耳鼻咽喉頭疾患の有無、7.皮膚疾患の有無、8.歯・口腔の疾病・異常の有無、9.結核の有無、10.心臓の疾病・異常の有無、11.尿、12.その他の疾病・異常の有無、13.相談員・スクールカウンセラーの配置状況

○一般統計調査の承認

【調査名】 適用実態調査（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第4条第1項に基づく適用実態調査）（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月8日

【実施機関】 財務省主税局税制第三課

【目的】 法人税関係特別措置について、措置ごとの適用法人数、適用総額等の適用の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 平成23年から調査が開始された。

【調査の構成】 1－適用額明細書 調査票

【公表】 国会報告（報告書を作成した会計年度に開会される国会の常会閉会まで）

※

【調査票名】 1－適用額明細書 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所及び企業 （属性）法人税申告書を提出する法人

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,700,000 （配布）法人税申告書とともに郵送にて配布 （収集）法人税申告書とともに郵送にて回収 （記入）自計 （把握時）毎年4月1日～翌年3月31日 （系統）国税庁－国税局等・税務署－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）原則として毎年6月1日～翌年5月31日

【調査事項】 1. 法人の名称、2. 法人の納税地、3. 法人の事業年度又は連結事業年度の開始の日及び終了の日、4. 法人の行う事業の属する業種、5. 法人の事業年度終了の時又は連結事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額、6. 法人の事業年度又は連結事業年度の所得金額若しくは欠損金額又は連結所得金額若しくは連結欠損金額、7. 法人の事業年度又は連結事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置の租税特別措置法の条項、8. 法人の事業年度又は連結事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置の適用額

【調査名】 航空輸送統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月8日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報安全・調査課交通統計室

【目的】 我が国の航空運送事業及び航空機使用事業の実態を明らかにするとともに航空行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 昭和32年から調査が開始された。

【調査の構成】 1 - 航空機稼働時間等調査票 2 - 国内定期航空運送事業輸送実績調査票 3 - 国際航空運送事業輸送実績調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（速報：調査実施月の翌々月末、年報：毎年6月末）

【備考】 今回の変更は、国内定期航空運送事業輸送実績調査票に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 航空機稼働時間等調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業者 （属性）本邦航空運送事業者（航空法第100条に基づき国土交通大臣の許可を受けた者）及び航空機使用事業者（航空法第123条に基づき国土交通大臣の許可を受けた者）（抽出枠）航空法第100条及び第123条に基づく許可事業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）82 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月の実績 （系統）国土交通省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月末日

【調査事項】 1．使用事業稼働時間、2．国内航空運送事業稼働時間、3．燃料消費量

【調査票名】 2 - 国内定期航空運送事業輸送実績調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業者 （属性）本邦航空運送事業者のうち国内定期航空運送事業を行う者（抽出枠）航空法第100条に基づく許可事業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）23 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月の実績 （系統）国土交通省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月末日

【調査事項】 1．路線名、2．発空港名、3．着空港名、4．区間距離、5．運航回数、6．運航時間、7．旅客数、8．座席数、9．貨物重量、10．超過手荷物重量、11．郵便物重量、12．利用可能重量

【調査票名】 3 - 国際航空運送事業輸送実績調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業者 (属性)本邦航空運送事業者のうち国際航空運送事業を行う者 (抽出枠)航空法第100条に基づく許可事業者名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)11 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月の実績 (系統)国土交通省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)翌月末日

【調査事項】 1. 方面、2. 運航回数、3. 運航キロメートル、4. 運航時間、5. 旅客数、6. 旅客人キロメートル、7. 座席数、8. 座席キロメートル、9. 座席利用率、10. 超過手荷物重量、11. 貨物重量、12. 郵便物重量、13. 旅客トンキロメートル、14. 超過手荷物トンキロメートル、15. 貨物トンキロメートル、16. 郵便物トンキロメートル、17. 計トンキロメートル、18. 利用可能トンキロメートル、19. 重量利用率

【調査名】 労使関係総合調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月9日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

【目的】 本調査は、労使関係を含めた労働組合組織の実態を総合的に把握し、労働行政の基礎資料を得ることを目的としており、各調査（調査の構成については沿革を参照）の具体的な内容は次のとおりである。

労働組合基礎調査：労働組合を対象として、労働組合（員）数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合（員）の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を把握。

労働組合活動実態調査：労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合活動の実態を把握。

労働協約等実態調査：労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約等の締結状況、締結内容及びその運用等の実態を把握。

団体交渉と労働争議に関する実態調査：労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合の団体交渉の実態、労働争議の手續等の状況を把握。

労働組合実態調査：労働組合を対象として、労働組合の組織、組合役員、組合財政及び組合活動の実態を把握。

労使コミュニケーション調査：労使間の意思疎通を図るためにとられている方法、その運用状況、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を把握。

【沿革】 本調査は、昭和22年に実施された「労働組合調査」及び23年から毎年実施された「労働組合基本調査」を前身としており、58年に、47年及び52年に実施された「労使コミュニケーション調査」を統合し、以後、「労使関係総合調査」として毎年実施されている。

なお、本調査は、毎年実施される「労働組合基礎調査」と、5つのテーマを5年周期で実施するローテーション調査（1．労働組合活動実態調査、2．労働協約等実態調査、3．団体交渉と労働争議に関する実態調査、4．労働組合実態調査、5．労使コミュニケーション調査）の2つの調査により構成されている。

平成23年度のローテーション調査は、労働協約等実態調査について実施されている。

【調査の構成】 1 - 労働組合基礎調査票 2 - 労働組合活動実態調査票 3 - 労働協約等実態調査票 4 - 団体交渉と労働争議に関する実態調査票 5 - 労働組合実態調査票 6 - 労使コミュニケーション調査票A（事業所用） 7 - 労使コミュニケーション調査票B（個人用）

【公表】 インターネット及び印刷物（労働組合基礎調査（概要：毎年12月中旬、詳細：毎年3月下旬）労働組合活動実態調査（概要：平成23年7月中旬、詳細：

平成23年11月中旬) 労働協約等実態調査(概要:平成24年6月、詳細:平成24年11月) 団体交渉と労働争議に関する実態調査(概要:平成20年7月、詳細:平成20年11月) 労働組合実態調査(概要:平成21年7月、詳細:平成21年11月) 労使コミュニケーション調査(概要:平成22年9月、詳細:平成23年1月))

【備考】 今回の変更は、「労働協約等実態調査票」に係る調査事項の一部変更及び調査方法等の変更。

【調査票名】 1 - 労働組合基礎調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)労働組合 (属性)すべての産業の労働組合とする。(国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む。)ただし、船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員が主たる構成員である労働組合については、船員単位労働組合基本調査の結果を利用する。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)70,000 (配布)郵送・職員 (取集)郵送・職員 (記入)自計 (把握時)毎年6月30日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - 労政主管事務所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月1日~7月20日

【調査事項】 1.労働組合の種類、2.存廃等区分、3.新設又は解散等の理由、4.適用法規、5.労働組合の正式名称及び代表者の氏名、6.労働組合事務所の所在地、7.男女別労働組合員数、8.直上組合の名称及び所在地、9.労働組合本部の名称及び所在地、10.労働組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容、11.企業の名称、12.企業の全常用労働者数、13.加盟上部組合の組織系統、14.構成組合の名称、所在地及び労働組合員数(ただし、労働組合の種類によっては、一部の事項について調査しない。)

【調査票名】 2 - 労働組合活動実態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)労働組合 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する民営事業所における労働組合員100人以上の単位労働組合。「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」(抽出枠)平成21年労使関係総合調査(労働組合基礎調査)の結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,600/14,000 (配布)調査員(労働組合員500人未満の労働組合) 郵送(労働組合員500人以上の労働組合) (取集)調査員(労働組合員500人未満の労働組合) 郵送(労働組合員500人以上の労働組合) (記入)自計 (把握時)平成22年6月30日現在(一部の項目については、平成19年7月1日~22年6月30日までの3年間) (系統)厚生労働省-都道府県-労政主管事務所-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成22年7月1日~7月20日

【調査事項】 1.労働組合の属性に関する事項(1)労働組合員の平均年齢、(2)ユニオン・ショップ協定の有無、(3)別組合の有無、(4)労働組合の組織率、
2.企業組織の再編等と労働組合の対応に関する事項(1)過去3年間における企業組織の再編等の実施の有無、(2)組合の関与の有無及び関与の仕方、(3)使用者側からの提示事項及び組合が重視した事項、(4)人員削減の有無及び再就職支援の有無、
3.賃金・退職給付(一時金・年金)制度の改定と労働組合の対応に関する事項(過去3年間における賃金・退職給付制度の改定の有無、改定における組合の関与の有無、関与の仕方及び改定内容)、
4.非正規労働者と労働組合の対応に関する事項(1)パートタイム労働者の組合加入資格・組合員の有無と取組内容、(2)フルタイムの非正規労働者の組合加入資格・組合員の有無と取組内容、(3)派遣労働者の組合加入資格・組合員の有無と取組内容、(4)非正規労働者の組織化を進めていく上での問題点、
5.メンタルヘルスと労働組合の対応に関する事項(メンタルヘルスの取組の有無と取組内容及び取組内容のうち組合が重視した事項)、
6.労使関係についての認識

【調査票名】 3-労働協約等実態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)労働組合 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する民営事業所における労働組合員30人以上の単位労働組合。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」 (抽出枠)平成22年労使関係総合調査(労働組合基礎調査)の結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)4,100/27,600 (配布)郵送・職員 (取集)郵送・職員 (記入)自計 (把握時)平成23年6月

30日現在（系統）厚生労働省 - 都道府県 - 労政主管事務所 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年7月1日～7月20日

【調査事項】 1. 労働組合の属性に関する事項（1）労働組合の結成年、（2）別組合の有無、（3）労働組合の組織率、2. 労働協約の締結状況、（1）労働協約の締結の有無、（2）労働協約の締結レベル、（3）労働協約の周知方法、（4）包括協約の有無、包括協約の有効期間、（5）包括協約の自動延長規定又は自動更新規定の有無、（6）労働協約の事項別の規定の有無及び規定の種類、（7）事業所におけるパートタイム労働者の有無、パートタイム労働者の組合員の有無、（8）パートタイム労働者への労働協約の適用状況、適用される事項、（9）事業所における有期契約労働者（パートタイム労働者を除く。）の有無、有期契約労働者（パートタイム労働者を除く。）の組合員の有無、（10）有期契約労働者（パートタイム労働者を除く。）への労働協約の適用状況、適用される事項、3. 労働協約等の運営状況（1）人事に関する事項別の労働組合の関与状況、（2）組合活動の種類別の就業時間中の組合活動の取扱い、（3）企業施設の使用目的別の集会時の企業施設利用状況、（4）組合事務所の供与の有無、（5）組合費のチェック・オフの有無、4. 労使関係についての認識

【調査票名】 4 - 団体交渉と労働争議に関する実態調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）労働組合（属性）「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する民営事業所における労働組合員数規模30人以上の労働組合（抽出枠）平成18年労使関係総合調査（労働組合基礎調査）の結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,700/28,000（配布）調査員・職員（収集）調査員・職員（記入）自計（把握時）平成19年6月30日現在（系統）厚生労働省 - 都道府県 - 労政主管事務所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成19年7月1日～7月20日

【調査事項】 1. 労働組合の属性に関する事項、2. 団体交渉に関する事項、3. 労働争議に関する事項、4. 労使間の諸問題の解決手段に関する事項、5. 労使関係についての認識

【調査票名】 5 - 労働組合実態調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）労働組合（属性）「鉱業」、「建設業」、「製造業」、

「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する民営事業所における労働組合員数規模30人以上の労働組合(抽出枠)平成19年労使関係総合調査(労働組合基礎調査)の結果

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数)4,000/29,500(配布)調査員(収集)調査員(記入)自計(把握時)平成20年6月30日現在(系統)厚生労働省-都道府県-労政主管事務所-調査員-報告者

【周期・期日】(周期)5年(実施期日)平成20年7月1日~7月22日

【調査事項】1.労働組合の属性に関する事項(1)労働組合の種類、(2)労働組合の組織率、(3)別組合の有無、(4)ユニオン・ショップ協定の有無、2.労働組合の組織状況に関する事項(1)労働者に加入資格を与えているか、(2)加入資格を与えていない労働者についての取り組み状況、(3)組合員数の変化、(4)増減理由、(5)組合活動の重点課題等、3.労働組合役員等に関する事項(1)労働組合の執行委員、(2)専従者、(3)書記等、4.組合財政に関する事項(1)毎月徴収する組合費の決め方、(2)3年前と比べた財政事情等、5.労働組合活動に関する事項(1)過去1年間における一般組合委員の組合活動への参加状況、(2)労働問題に対する取り組み等、6.労使関係についての認識(使用者側との労使関係の維持についての認識)

【調査票名】6-労使コミュニケーション調査票A(事業所用)

【調査対象】(地域)全国(単位)事業所(属性)「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者を30人以上雇用する民営事業所(抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数)5,500/270,000(配布)調査員(収集)調査員(記入)自計(把握時)平成21年6月30日現在(系統)厚生労働省-都道府県-労政主管事務所-調査員-報告者

【周期・期日】(周期)5年(実施期日)平成21年7月1日~7月20日

【調査事項】1.事業所の属性に関する事項、2.労使コミュニケーション全般に関する事項(1)労使コミュニケーションの重要度、(2)労使コミュニケーション

ヨンの現状の評価、(3)事業所が労使コミュニケーションを重視する内容、(4)経営状況や経営計画・方針等を従業員に周知するための方法、(5)労働条件の個別的決定の対象となる労働者割合の増減、3. 労使協議機関に関する事項(1) 労使協議機関の有無、(2) 労使協議機関の設置の根拠、(3) 下部組織としての専門委員会の有無及び取り扱う事項、(4) 労使協議機関の開催形態、(5) パートタイム労働者の従業員代表の有無、(6) 労使協議機関に付議する事項、(7) 労使協議機関の成果、4. 職場懇談会に関する事項(1) 職場懇談会の有無、(2) 職場懇談会開催の有無、(3) 職場懇談会の話し合い事項、(4) 職場懇談会の成果、(5) パートタイム労働者の参加の有無、5. 苦情処理に関する事項(1) 苦情処理機関の有無、(2) パートタイム労働者の利用資格の有無、(3) 申し立てられた苦情の有無、苦情内容及び解決状況、(4) 派遣労働者の受け入れの有無、(5) 派遣労働者からの苦情の有無、(6) 派遣労働者から出された苦情の申し出先、6. 外部の機関等の利用に関する事項(1) 外部の機関等の利用の有無、(2) 今後の外部の機関等の利用の有無及び利用しない理由

【調査票名】 7 - 労使コミュニケーション調査票B (個人用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)「鉱業、採石業、砂利採取業」,「建設業」,「製造業」,「電気・ガス・熱供給・水道業」,「情報通信業」,「運輸業、郵便業」,「卸売業、小売業」,「金融業、保険業」,「不動産業、物品賃貸業」,「学術研究、専門・技術サービス業」,「宿泊業、飲食サービス業」,「生活関連サービス業、娯楽業」,「教育、学習支援業」,「医療、福祉」,「複合サービス事業」,「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者を30人以上雇用する民営事業所に雇用されている労働者 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,500/2,400,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成21年6月30日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - 労政主幹事務所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成21年7月1日~7月20日

【調査事項】 1. 個人の属性に関する事項、2. 労使コミュニケーション全般に関する事項(1) 労使コミュニケーションの良好度、(2) 個人が労使コミュニケーションを重視する内容、3. 労働組合に関する意識(1) 労働組合に加入の有無、(2) 労働組合の必要度、(3) 労使コミュニケーションにおいて労働組合に期待する役割、4. 労使協議機関に関する事項(1) 労使協議機関の有無、(2) 労使協議機関の協議内容等の認知方法、(3) 労使協議機関の

協議内容等の認知の程度、 5 . 個人の処遇等に関する不平、不満の処理方法
(1) 不平、不満の申し立ての有無、(2) 不平、不満の内容、(3) 不平、
不満の申し立て方法、(4) 不平、不満の申し立ての結果、(5) 外部機関等
への相談の有無及び機関等の種類、(6) 不平、不満を申し立てなかった理
由

【調査名】 建設業活動実態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月9日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室

【目的】 大手建設業の活動は、多角化・国際化等しており、従来の統計では建設業の多角的な活動の実態を把握できないため、大手建設業者について多角化等の活動の実態調査を実施し、建設行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 平成6年から調査が開始された。

【調査の構成】 1 - 建設業活動実態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（毎年4月）

【備考】 今回の変更は、調査の実施期間を4か月繰下げ等。

【調査票名】 1 - 建設業活動実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）建設業許可業者のうち資本金1億円以上の法人企業 （抽出枠）建設工事施工統計調査名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）55 / 6,034 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施前年10月1日現在 （系統）国土交通省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年3月

【調査事項】 1．人員の状況、2．多角化（建設工事とそれ以外の事業）の状況、3．国際化の状況、4．技術開発等の状況、5．企業集団の状況

【調査名】 砕石等動態統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月14日

【実施機関】 経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課

【目的】 砕石製造業を営む事業所について、砕石及び再生骨材の生産量及び需給の実態を把握し、砕石の安定供給等に係る行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和54年に開始され、平成19年に再生骨材を調査事項に追加したことに伴い、調査の名称が「砕石動態統計調査」から「砕石等動態統計調査」に変更された。

【調査の構成】 1 - 砕石等動態統計調査四半期報 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（インターネット：四半期報（每期調査票提出月の翌月）年報（毎年4月）報告書：四半期報（每期調査票提出月の翌々月）年報（毎年5月））

【備考】 今回の変更は、母集団情報の一部追加。

【調査票名】 1 - 砕石等動態統計調査四半期報 調査票

【調査対象】 （地域）全国（単位）事業所（属性）採石法第2条に定められた岩石並びに鉱業法第3条に定められた鉱物のうち、石灰石、けい石及びドロマイトの砕石を行っている事業所（抽出枠）採石法、鉱業法に基づく認可事業所名簿、工業統計調査結果名簿及び社団法人日本砕石協会会員名簿等

【調査方法】 （選定）全数（客体数）1,500（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年四半期末現在（系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）原則各四半期の翌月15日

【調査事項】 1. 砕石（用途・品種別）及び再生骨材（用途別）の生産、出荷及び月末在庫、2. 原石（種類別）・コンクリート塊等再生骨材原料の採取・受入、3. 電力及び燃料の消費量、4. 労務状況（常用従業者、臨時従業者、請負従業者の別）、5. 設備公称能力（一次クラッシャー、砕砂製造プラント（乾式、湿式）の別）、6. 自家発電能力、7. 砕石出荷内訳（道路用、コンクリート用、その他用の別及び都道府県別）、8. 再生骨材出荷内訳（道路用・その他用、コンクリート用の別及び都道府県別）

【調査名】 社会保障・人口問題基本調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月24日

【実施機関】 厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所国際関係部

【目的】 本調査は、わが国の社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、社会保障及び人口問題に関する研究のための分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を提供することを目的としている。

調査は、「人口移動調査」、「社会保障実態調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」、「出生動向基本調査」の5つの調査（以下「5調査」という。）で構成され、5年のローテーションで実施されている。

このうち、平成23年に実施される「人口移動調査」は、わが国における人口移動の動向・要因の分析と地域人口の将来推計の基礎データ収集を目的とし、厚生労働行政等の施策に資するものとなっている。

【沿革】 本調査は、厚生労働省（国立社会保障・人口問題研究所）が、その所掌する分野の分析を行うための調査として、従前、テーマローテーションで行っていた5調査について、「社会保障・人口問題基本調査」という名称を冠し、それぞれの調査ごとに個別に統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集（承認統計調査）として、実施していたものである。

平成23年調査から、これらの5調査を、一つの調査名の下に位置付けるために設けられた新たな調査名（社会保障・人口問題基本調査）の下で調査の体系の見直しを行った。

本調査は、昭和15年を初回とする「出産力調査」（現在の出生動向基本調査の前身）から実施され、平成6年以降は「人口問題基本調査」（平成9年に現在の「社会保障・人口問題基本調査」に名称変更）という共通の枠組の下で、5調査が5年周期で毎年1つずつ実施されている。

このうち、平成23年に実施される「人口移動調査」は、昭和51年に第1回調査が実施され、昭和61年に実施された第2回調査以降は5年周期で実施され、今回は第7回調査となる。

【調査の構成】 1 - 人口移動調査調査票 2 - 社会保障実態調査（世帯票） 3 - 社会保障実態調査（個人票） 4 - 全国家庭動向調査世帯調査票 5 - 世帯動態調査調査票 6 - 出生動向基本調査夫婦票（結婚されている方への調査票） 7 - 出生動向基本調査独身者票（独身の方への調査票）

【公表】 印刷物及びインターネット（人口移動調査：概要（平成24年7月） 報告書（平成25年3月） 社会保障実態調査：報告書（平成20年6月） 全国家庭動向調査：報告書（平成21年11月） 世帯動態調査：報告書（平成22年10月） 出生動向基本調査：夫婦調査（平成23年6月） 独身者調査（平成23年9月）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、「人口移動調査調査票」に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 人口移動調査調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)平成23年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び世帯員 (抽出枠)平成23年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/49,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成23年7月1日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成23年6月中旬～7月下旬

【調査事項】 1.世帯及び世帯員の属性等、2.世帯主及び世帯員の居住歴、3.世帯主及び世帯員の過去(5年前及び1年前)の居住地及び将来(5年後)の居住地域(見通し)、4.世帯主・配偶者の離家経験、5.世帯主・配偶者の別の世帯にいる親の居住地、6.世帯主の別の世帯にいる子の属性、出生地及び現住地

【調査票名】 2 - 社会保障実態調査(世帯票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)平成19年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯 (抽出枠)平成19年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/45,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成19年6月25日～7月25日

【調査事項】 1.世帯の属性(世帯全体の費用、世帯での貯蓄、生活保護の経験、生活保護を受けた理由、医療機関での受診)、2.世帯員の構成

【調査票名】 3 - 社会保障実態調査(個人票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)平成19年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内の世帯に属する20歳～70歳の男女 (抽出枠)平成19年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)28,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)厚生労働省 - 都道

府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成19年6月25日～7月25日

【調査事項】 1. 個人の属性(性、年齢、兄弟の有無) 2. 就業状態、就業希望、3. 同居・別居の理由、過去の同別居、4. 結婚の経験、子供の有無、学歴、年間収入、5. 両親への支援、子供の費用、6. 生活水準

【調査票名】 4 - 全国家庭動向調査世帯調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯 (属性) 平成20年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯 (抽出枠) 平成20年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 15,000 / 49,000,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 平成20年7月1日現在 (系統) 厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成20年6月25日～7月25日

【調査事項】 1. 世帯の構成(世帯の人数、報告者からみた世帯員各自との続柄等) 2. 夫婦の人口学的・社会経済的屬性(結婚年数、結婚の届出状況、夫との同居等の状況、夫婦の生年月日・兄弟姉妹数・学歴・就業状況・通勤時間・年収等) 3. 両親、子どもに関する事項(子どもの人数・生年月日・性別、子どもとの同居等の状況、子どもの配偶状況・就業状況・学歴、子どもとの会話頻度・連絡手段、子どもへの経済的支援の状況、子どもからの経済的支援の状況、親の生年月日・学歴・就業状況、親の生存状況、親との会話頻度・連絡手段、親に対する手伝い・世話の状況、親への経済的支援の状況) 4. 出産・育児、扶養・介護に関する事項(第1子出産前後の就業状況、出産に貢献した(貢献する)支援制度等、出産時の相談相手等、親を介護するようになる前後の就業状況、親の要介護度、親に対する介護の状況、介護に貢献した(貢献する)支援制度等) 5. 日常生活でのサポート資源に関する事項(各種サービスや家電製品の利用状況) 6. 夫の家事・育児に関する事項(夫の家事・育児の時間と内容、家事・育児に関する夫への期待) 7. 夫婦関係に関する事項(コミュニケーションの状況、夫婦間の主導権) 8. 子どもや家族に関する考え方(意識)に関する事項(家族の概念・要件、家族の重要な機能) 9. 資産の継承に関する事項(住居の所有状況、保有する不動産・金融資産、子どもへの不動産・金融資産の継承の意思・継承する子)

【調査票名】 5 - 世帯動態調査調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)平成21年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯 (抽出枠)平成21年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/49,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成21年7月1日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県・指定都市・中核市 - 保健所 - 調査員 - 報告者、厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成21年7月1日

【調査事項】 1.現在及び5年前の世帯員数・住宅の種類、世帯員の性別・出生年月・健康状態などの世帯の属性、2.未婚・有配偶・死別・離別の状況、結婚・死別・離別の時期、就業状況、世帯主との同居の状況・理由、親との別居体験・理由などのライフコースイベント、3.世帯員ごとの子供の有無・人数・同居の状況など、子の基本属性と居住関係、4.世帯員ごとの親との同居状況・別居の場合の地域するなど、親の基本属性と居住関係に関すること

【調査票名】 6 - 出生動向基本調査夫婦票 (結婚されている方への調査票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)平成22年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した840地区内に属する妻50歳未満の夫婦 (抽出枠)平成22年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)9,000/13,660,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成22年6月1日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成22年6月3日～7月29日

【調査事項】 1.夫婦(及び両親)の人口学的・社会経済的属性(夫婦の出生年月、夫婦の学歴、夫婦の職歴、夫婦の現在の仕事と収入、今後の仕事と収入の見通し、両親の出生年、両親との同別居、夫婦の兄弟姉妹数)、2.夫婦の結婚過程に関する事項(結婚年月(生活を始めた、届け出)、初再婚の別、夫婦の出会い・婚約時期、同棲期間、夫婦の出会いのきっかけ、結婚を決めたきっかけ)、3.夫婦の妊娠・出産・健康に関する事項(夫婦の子ども数、夫婦の妊娠・出産歴、理想子ども数、追加予定子ども数、希望時期、予定子ども数、持つつもりの子どもの数を実現できない原因、理想子ども数を持ってない理由、不妊の悩み、不妊治療経験、以前の結婚の子ども数と出生年月、再婚経験者の初婚・離死別の時期)、4.妻の就業と出産・子育てに関する事項(子どもを持ったときの妻の就労状況)、5.保育環境・保育資源に関する

事項（育児期の両親との同別居・手助け状況、育児期の制度・施設の利用状況・居住地） 6．妻の結婚・子ども・家族に関する意識（家族形成に関する考え方）

【調査票名】 7 - 出生動向基本調査独身者票（独身の方への調査票）

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）平成22年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した840地区内に属する18歳～49歳の独身男女（抽出枠）平成22年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）15,000/23,600,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成22年6月1日現在（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年6月3日～7月29日

【調査事項】 1．独身者（及び両親）の人口学的・社会経済的属性（出生年月、性別、学歴、本人・両親の仕事、現在の仕事と収入、今後の仕事と収入の見通し、両親の出生年、両親との同別居、両親の学歴、兄弟姉妹数） 2．結婚への意欲・態度及びその背景に関する事項（結婚の利点、独身の利点、結婚への不安、結婚意欲、結婚の条件、結婚への障害、独身でいる理由） 3．異性関係・パートナーシップに関する事項（結婚経験、初婚時期、離死別時期、性交渉経験、同棲経験・期間、子ども数、希望子ども数、異性との交際状況・希望、交際相手との出会い（時期・きっかけ・相手の状況） 4．ライフコースに対する考え方（将来のライフコース） 5．結婚・子ども・家族に関する意識（家族形成に関する考え方、生活スタイル）

【調査名】 介護事業実態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月25日

【実施機関】 厚生労働省老健局老人保健課

【目的】 本調査は、介護サービス施設・事業所における介護従事者の処遇状況、介護サービス施設・事業所の収支の状況等を把握し、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 平成22年に、「介護事業経営概況調査」（平成13年から実施）と「介護従事者処遇状況等調査」（平成21年に一回限りで実施）が統合され、名称が「介護事業実態調査」に変更された。平成23年に、「介護事業経営実態調査」（平成14年から実施）が、介護事業実態調査に統合された。

【調査の構成】 1 - 介護事業経営概況調査 調査票 2 - 介護従事者処遇状況等調査 介護老人福祉施設票 3 - 介護従事者処遇状況等調査 介護老人保健施設票 4 - 介護従事者処遇状況等調査 介護療養型医療施設票 5 - 介護従事者処遇状況等調査 訪問介護事業所票 6 - 介護従事者処遇状況等調査 通所介護事業所票 7 - 介護従事者処遇状況等調査 認知症対応型共同介護事業所票 8 - 介護従事者処遇状況等調査 居宅介護支援事業所票 9 - 介護事業経営実態調査 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設調査票 10 - 介護事業経営実態調査 介護老人保健施設調査票 11 - 介護事業経営実態調査 介護療養型医療施設（病院・診療所）調査票 12 - 介護事業経営実態調査 居宅サービス・地域密着型サービス事業所調査票（介護予防含む）（福祉関係） 13 - 介護事業経営実態調査 居宅サービス・地域密着型サービス事業所調査票（介護予防含む）（医療関係）

【公表】 インターネット及び印刷物（介護事業経営概況調査、介護従事者処遇状況等調査：（概況：平成22年12月、詳細：平成23年4月） 介護事業経営実態調査：（概況：平成23年10月、詳細：平成24年3月））

【備考】 今回の変更は、介護事業経営実態調査（介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設調査票、介護老人保健施設調査票、介護療養型医療施設（病院・診療所）調査票、居宅サービス・地域密着型サービス事業所調査票（介護予防含む）（福祉関係）、居宅サービス・地域密着型サービス事業所調査票（介護予防含む）（医療関係））の追加であり、追加に当たっては、同調査に関し、報告者数の増加、調査事項の一部変更等を行った。

【調査票名】 1 - 介護事業経営概況調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）施設及び事業所 （属性）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業

所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設（抽出枠）介護サービス施設・事業所の名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）10,070 / 142,776（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成21年9月末日現在（項目によっては、平成21年度1年間の実績等）（系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成22年7月1日～7月31日

【調査事項】1．収入の状況、2．支出の状況、3．資産・負債の状況 等

【調査票名】2 - 介護従事者処遇状況等調査 介護老人福祉施設票

【調査対象】（地域）全国（単位）施設（属性）介護老人福祉施設（抽出枠）介護サービス施設の名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,537 / 6,146（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成22年6月末日現在（項目によっては、平成22年6月1か月間の実績等）（系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成22年7月1日～7月31日

【調査事項】1．給与等の引き上げ状況、2．介護従事者の処遇状況、3．個別の従事者の勤務形態、4．労働時間、5．資格の取得状況、6．基本給額 等

【調査票名】3 - 介護従事者処遇状況等調査 介護老人保健施設票

【調査対象】（地域）全国（単位）施設（属性）介護老人保健施設（抽出枠）介護サービス施設の名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）907 / 3,628（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成22年6月末日現在（項目によっては、平成22年6月1か月間の実績等）（系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成22年7月1日～7月31日

【調査事項】1．給与等の引き上げ状況、2．介護従事者の処遇状況、3．個別の従事者の勤務形態、4．労働時間、5．資格の取得状況、6．基本給額 等

【調査票名】4 - 介護従事者処遇状況等調査 介護療養型医療施設票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設 (属性)介護療養型医療施設 (抽出枠)介護サービス施設の名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)527/2,108 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成22年6月末日現在 (項目によっては、平成22年6月1か月間の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成22年7月1日～7月31日

【調査事項】 1.給与等の引き上げ状況、2.介護従事者の処遇状況、3.個別の従事者の勤務形態、4.労働時間、5.資格の取得状況、6.基本給額 等

【調査票名】 5 - 介護従事者処遇状況等調査 訪問介護事業所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)訪問介護事業所 (抽出枠)介護サービス事業所の名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,269/25,378 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成22年6月末日現在 (項目によっては、平成22年6月1か月間の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成22年7月1日～7月31日

【調査事項】 1.給与等の引き上げ状況、2.介護従事者の処遇状況、3.個別の従事者の勤務形態、4.労働時間、5.資格の取得状況、6.基本給額 等

【調査票名】 6 - 介護従事者処遇状況等調査 通所介護事業所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)通所介護事業所 (抽出枠)介護サービス事業所の名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,220/24,392 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成22年6月末日現在 (項目によっては、平成22年6月1か月間の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成22年7月1日～7月31日

【調査事項】 1.給与等の引き上げ状況、2.介護従事者の処遇状況、3.個別の従事者の勤務形態、4.労働時間、5.資格の取得状況、6.基本給額 等

【調査票名】 7 - 介護従事者処遇状況等調査 認知症対応型共同介護事業所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)認知症対応型共同介護事業所 (抽出枠)介護サービス事業所の名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)989/9,886 (配布)郵送 (取

集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成22年6月末日現在
(項目によっては、平成22年6月1か月間の実績等) (系統) 厚生労働
省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年7月1日～7月31日

【調査事項】 1. 給与等の引き上げ状況、2. 介護従事者の処遇状況、3. 個別の従事者の勤務形態、4. 労働時間、5. 資格の取得状況、6. 基本給額 等

【調査票名】 8 - 介護従事者処遇状況等調査 居宅介護支援事業所票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 居宅介護支援事業所 (抽出枠)
介護サービス事業所の名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,552 / 31,037 (配布) 郵送
(収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成22年6月
末日現在 (項目によっては、平成22年6月1か月間の実績等) (系統)
厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年7月1日～7月31日

【調査事項】 1. 給与等の引き上げ状況、2. 介護従事者の処遇状況、3. 個別の従事者の勤務形態、4. 労働時間、5. 資格の取得状況、6. 基本給額 等

【調査票名】 9 - 介護事業経営実態調査 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 施設及び事業所 (属性) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所 (抽出枠) 介護サービス施設・事業所調査結果、介護給付費実態調査結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,923 / 6,586 (配布) 郵送
(収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成23年3月末日
現在 (項目によっては、平成23年3月1か月間の実績等) (系統) 厚生
労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年4月1日～4月30日

【調査事項】 1. サービス提供の状況、2. 居室・設備等の状況、3. 職員配置、4. 職員給与、5. 収入の状況、支出の状況 等

【調査票名】 10 - 介護事業経営実態調査 介護老人保健施設調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 施設 (属性) 介護老人保健施設 (抽出枠) 介護サービス施設・事業所調査結果、介護給付費実態調査結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 929 / 3,717 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成23年3月末日現在

(項目によっては、平成23年3月1か月間の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年4月1日～4月30日

【調査事項】 1. サービス提供の状況、2. 居室・設備等の状況、3. 職員配置、4. 職員給与、5. 収入の状況、支出の状況 等

【調査票名】 11 - 介護事業経営実態調査 介護療養型医療施設(病院・診療所)調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設 (属性)介護療養型医療施設 (抽出枠)介護サービス施設・事業所調査結果、介護給付費実態調査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)977/1,953 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年3月末日現在(項目によっては、平成23年3月1か月間の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年4月1日～4月30日

【調査事項】 1. サービス提供の状況、2. 居室・設備等の状況、3. 職員配置、4. 職員給与、5. 収入の状況、支出の状況 等

【調査票名】 12 - 介護事業経営実態調査 居宅サービス・地域密着型サービス事業所調査票(介護予防含む)(福祉関係)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 (抽出枠)介護サービス施設・事業所調査結果、介護給付費実態調査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)22,709/108,904 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年3月末日現在(項目によっては、平成23年3月1か月間の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年4月1日～4月30日

【調査事項】 1. サービス提供の状況、2. 居室・設備等の状況、3. 職員配置、4. 職員給与、5. 収入の状況、支出の状況 等

【調査票名】 13 - 介護事業経営実態調査 居宅サービス・地域密着型サービス事業所調査票(介護予防含む)(医療関係)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)訪問介護事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所、療養通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所療養介護事業所、居宅介護支援事業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所 (抽出枠)介護サービス施設・事業所調査結果、介護給付費実態調査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,349/31,532 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年3月末日現在(項目によっては、平成23年3月1か月間の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年4月1日~4月30日

【調査事項】 1. サービス提供の状況、2. 居室・設備等の状況、3. 職員配置、4. 職員給与、5. 収入の状況、支出の状況 等

【調査名】 海外現地法人四半期調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月25日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室

【目的】 我が国企業の海外事業活動を動態的に把握し、機動的な産業政策及び通商政策立案に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成9年（4～6月）から開始された。

平成13年に「産業経済動向調査」と統合され、平成15年に本社企業調査票を廃止し、調査の名称が「海外現地法人四半期調査」に変更された。

また、平成23年（4～6月）から調査方法について、従前の郵送調査にオンライン調査が追加された。

【調査の構成】 1 - 海外現地法人四半期調査票

【公表】 インターネット（提出期限の翌月下旬頃）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更。

【調査票名】 1 - 海外現地法人四半期調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）海外に現地法人（1．製造企業、2．従業者50人以上、3．本社企業の出資比率（直接及び間接）が50%以上）を有する我が国企業のうち、資本金1億円以上かつ従業者50人以上の企業（金融・保険業及び不動産業を除く。）（抽出枠）海外事業活動基本調査名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,100 （配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）各四半期の最終月末日（系統）配布：経済産業省 - 民間事業者 - 報告者 回収：報告者 - 経済産業省

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）調査四半期の最終月の翌々月の中旬

【調査事項】 1．海外現地法人企業の売上高、2．有形固定資産（土地を除く。）の取得額、3．従業者数の実績値及びそれぞれの見通し

【調査名】 主要建設資材需給・価格動向調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月29日

【実施機関】 国土交通省総合政策局建設市場整備課

【目的】 建設工事に必要な主要建設資材の需給及び価格等の変動状況を的確かつ早期に把握し、建設資材の需給並びに価格の安定化対策を図る基礎資料とする。

【沿革】 昭和50年6月から調査が開始された。

【調査の構成】 1 - 主要建設資材需給・価格動向調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施月の月末）

【調査票名】 1 - 主要建設資材需給・価格動向調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）供給業者：主要建設資材の生産者、商社、問屋、特約店、販売店等の事業所 需要業者：建設業法上の許可を受けた事業所（抽出枠）供給業者：建設資材の販売に関連する組合、協会などの会員名簿 需要業者：建設業許可業者名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,800/550,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月1日～5日現在（系統）郵送：国土交通省 - 北海道開発局・地方整備局・内閣府沖縄総合事務局 - 報告者 オンライン：国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月（実施期日）調査実施月の10日

【調査事項】 1. 調査対象資材（1）セメント、（2）生コンクリート、（3）骨材（砂、砂利、碎石、再生碎石）（4）アスファルト合材（新材、再生）（5）鋼材（異形棒鋼、H形鋼）（6）木材（杉正角・特1等、型枠用合板）（7）石油（軽油1、2号）の価格動向（現在及び将来（3か月先））、2. 調査対象資材（1）セメント、（2）生コンクリート、（3）骨材（砂、砂利、碎石、再生碎石）（4）アスファルト合材（新材、再生）（5）鋼材（異形棒鋼、H形鋼）（6）木材（杉正角・特1等、型枠用合板）（7）石油（軽油1、2号）の需給動向（現在及び将来（3か月先））、3. 調査対象資材（1）骨材（砂、砂利、碎石、再生碎石）（2）鋼材（異形棒鋼、H形鋼）（3）木材（杉正角・特1等、型枠用合板）の在庫状況（現在）

【調査名】 国際比較プログラムに関する小売物価調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月30日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

【目的】 本調査は、国際比較に必要な商品の小売価格及びサービス料金を調査し、OECDが主宰する「国際比較プログラム」(ICP)に対して、各国通貨の購買力平価による国内総生産(GDP)の実質比較を行うための基礎資料を提供することを目的とする。

【沿革】 国際比較プログラムは、国連統計委員会の勧告に基づき、国連統計部により1969年に開始された。

我が国は、第3期事業(1975年対象)以降これに参加し、関係各府省の協力の下に、調査対象品目の価格データ、支出ウェイトのデータの提供を行っている。

第4期事業(1980年対象)からは、参加国数の増加等の理由から参加国をいくつかの地域・グループに分けそれぞれの地域等で比較事業を行い、国連統計部(1985年からは世界銀行)が地域等の比較結果を連結し、世界比較結果をまとめる方式がとられている。

第6期事業(1993年対象)終了後、事業実施のための資金の不足等から事業が停滞していたが、事業実施体制等の再構築が行われ、世界銀行主導で世界153か国を比較対象としたICP事業(2005年を基準年とする2003～2006年ラウンド)が再開され、我が国もこれに参加することとなった。

また、我が国は、OECDと欧州連合統計局(Eurostat)が共同主宰する「購買力平価(PPP)算出プログラム事業」にも参加している。

購買力平価(PPP)算出プログラム事業は、世界比較事業とは独立して3年周期で実施されており、現在2011年ラウンド(2009～2011年)の調査を実施中である。

【調査の構成】 1 - 国際比較プログラムに関する小売物価調査(OECD2011年ラウンド「輸送・レストラン・ホテル等」調査) 調査票

【公表】 インターネット(OECDが定める期日(平成25年末))

【備考】 今回の変更は、OECDの指定に基づく調査対象の範囲、調査事項及び調査の実施期間等の変更。

【調査票名】 1 - 国際比較プログラムに関する小売物価調査(OECD2011年ラウンド「輸送・レストラン・ホテル等」調査) 調査票

【調査対象】 (地域)東京都区部 (単位)事業所 (属性)東京都区部の小売業、宿泊業及び飲食店を行っている事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)100/7,325 (配布)職員 (取
集)職員 (記入)他計 (把握時)調査実施日現在 (系統)総務省 - 報
告者

【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成23年4月11日~5月13日

【調査事項】 OECDから価格データ提供の依頼があった「輸送・レストラン・ホテル
等」に係る品目・銘柄の小売価格及びサービス料金

【調査名】 水質汚濁物質排出量総合調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月31日

【実施機関】 環境省水・大気環境局水環境課

【目的】 水質汚濁を効果的に防止するためには、各種発生源からの汚濁物質の排出を抑制することが必要であるが、合理的かつ効果的な排出規制等を行うには、汚濁物質の全国的な排出源と排出量を把握しなければならない。

このため、本調査は、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を把握して、排水基準の設定及び見直しに役立てるための基本的かつ重要な統計資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和52年度からおおむね毎年、平成21年度から2年周期で実施されてきたものである。

本調査の対象となる工場・事業場の中には、水質汚濁防止法に抛らず、鉱山保安法による排水規制の適用を受ける特定施設（鉱山）を設置する事業場も含まれていることから、当初は、環境省（平成13年1月の中央省庁の再編までは環境庁）と鉱山保安法を所管する経済産業省（平成13年1月の中央省庁の再編までは通商産業省）の共管調査として行われてきたが、本調査に対する理解・協力の定着等を踏まえ、平成21年度からは、環境省単独の調査となっている。

【調査の構成】 1 - 水質汚濁物質排出量総合調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施翌年の3月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。

【調査票名】 1 - 水質汚濁物質排出量総合調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）水質汚濁防止法に定める特定施設（指定地域特定施設、湖沼水質保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に定めるみなし指定地域特定施設を含む。）を設置する工場・事業場（約270,000特定事業場）のうち、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上又は有害物質を使用する工場・事業場（ただし、下水道に全量排水する工場・事業場は除く。）（抽出枠）水質汚濁物質法に基づく特定施設届出台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）36,361 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度1年間 （系統）環境省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成23年10月1日～10月31日

【調査事項】 1. 工場・事業場の概要（1）フェイス事項（工場・事業場名、所在地など）（2）産業分類、（3）事業場の稼動状況、（4）工場・事業場の規模（延床面積、従業員数等、出荷額等、飼育頭数（畜舎のある事業場のみ））、2.

用排水量及び排水処理方法（１）用水量、（２）総排水量、（３）処理水量、（４）未処理水量、（５）排水処理方法、３．生活環境項目に係る排水濃度等（１）水素イオン濃度やＢＯＤ、ＣＯＤなどの項目別排水濃度、（２）測定回数、４．有害物質使用・製造の有無及び排水濃度等（１）有害物質ごとの使用の有無、（２）製造の有無、（３）排出方法、（４）排水濃度、（５）測定回収

【調査名】 職種別民間給与実態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月31日

【実施機関】 人事院事務総局給与局給与第一課

【目的】 適正な公務員給与の検討を行うための基礎資料として、公務と共通する職務に従事する民間事業所の従業員に係る給与の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 昭和23年7月に第1回が行われ、毎年1回（昭和25年のみ2回）実施されている。

昭和39年までは事業所規模50人以上を調査対象としていたが、経済成長による民間企業の規模構成の変化等に応じ、昭和40年以降は、事業所規模50人以上かつ企業規模100人以上を対象に調査している。

その後、平成18年以降は企業規模を従業員50人以上に引き下げて調査を実施している。

なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 初任給調査票 2 - 事業所票（1） 3 - 事業所票（2） 4 - 個人票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：毎年8月、詳細：毎年10月）

【備考】 今回の変更は、事業所票（2）に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 初任給調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所。1．企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、（4）企業組合等、2．日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業（中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。）」、「生活関連サービス業、娯楽業（中分類の「その他の生活関連サービス業」に分類されるもの。）」、「教育、学習支援業（中分類の「学校教育」に分類されるもの。）」、「医療、福祉（中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。）」、「サービス業（他に分類されないもの）（中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。）」
（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)11,000/49,500 (配布)職員 (取集)職員 (記入)他計 (把握時)調査実施年4月分の最終給与締切日現在(給与・賞与・手当については、4月そ及改定を含む。) (系統)人事院 - 人事院地方事務局(所)及び都道府県・市・特別区人事委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年5月1日～6月中旬

【調査事項】 1. 本年の採用状況、2. 職種別・学歴別の採用者数及び初任給月額

【調査票名】 2 - 事業所票(1)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所。1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。(1)政府機関及びその関係機関、(2)地方公共団体及びその関係機関、(3)大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、(4)企業組合等、2. 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「漁業」,「鉱業,採石業,砂利採取業」,「建設業」,「製造業」,「電気・ガス・熱供給・水道業」,「情報通信業」,「運輸業,郵便業」,「卸売業,小売業」,「金融業,保険業」,「不動産業,物品賃貸業」,「学術研究,専門・技術サービス業(中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。)」,「生活関連サービス業,娯楽業(中分類の「その他の生活関連サービス業」に分類されるもの。)」,「教育,学習支援業(中分類の「学校教育」に分類されるもの。)」,「医療,福祉(中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。)」,「サービス業(他に分類されないもの)(中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。)」(抽出枠)職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)11,000/49,500 (配布)職員 (取集)職員 (記入)他計 (把握時)調査実施年4月分の最終給与締切日現在(給与・賞与・手当については、4月そ及改定を含む。) (系統)人事院 - 人事院地方事務局(所)及び都道府県・市・特別区人事委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年5月1日～6月中旬

【調査事項】 1. 事業所名、2. 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額(調査の前年8月から調査実施年の7月までの状況)、3. 「2」の該当月及び調査実施年4月の決まって支給する給与の支給従業員数及び支給総額

【調査票名】 3 - 事業所票(2)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所。1.企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。(1)政府機関及びその関係機関、(2)地方公共団体及びその関係機関、(3)大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、(4)企業組合等、2.日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業(中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。)」、「生活関連サービス業、娯楽業(中分類の「その他の生活関連サービス業」に分類されるもの。)」、「教育、学習支援業(中分類の「学校教育」に分類されるもの。)」、「医療、福祉(中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。)」、「サービス業(他に分類されないもの)(中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。)」
(抽出枠)職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)11,100/49,500 (配布)職員 (収集)職員 (記入)他計 (把握時)調査実施年4月分の最終給与締切日現在(給与・賞与・手当については、4月そ及改定を含む。)(系統)人事院-人事院地方事務局(所)及び都道府県・市・特別区人事委員会-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年5月1日~6月中旬

【調査事項】 1.本年の給与改定等の状況、2.賞与の支給状況、3.家族手当の支給状況、4.住宅手当の支給状況、5.通勤手当の支給状況、6.時間外労働の割増賃金率の状況、7.高齢者雇用施策の状況、8.雇用調整の状況、9.標準的従業員のモデル賃金の状況

【調査票名】 4-個人票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所。1.企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。(1)政府機関及びその関係機関、(2)地方公共団体及びその関係機関、(3)大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、(4)企業組合等、2.日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業(中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。)」、「生活関連サービス業、娯楽業(中分類の「その他の生活関連サービス業」に分類されるもの。)」、「教育、学習支援業(中分類の「学校教育」に分類されるもの。)」、「医療、福祉(中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。)」、「サービス業(他に分類されないもの)(中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。)」

業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業（中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。）、生活関連サービス業、娯楽業（中分類の「その他の生活関連サービス業」に分類されるもの。）、教育、学習支援業（中分類の「学校教育」に分類されるもの。）、医療、福祉（中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。）、サービス業（他に分類されないもの）（中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。）」

（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）11,000/49,500（配布）職員（取集）職員（記入）他計（把握時）調査実施年4月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4月そ及改定を含む。）（系統）人事院 - 人事院地方事務局（所）及び都道府県・市・特別区人事委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年5月1日～6月中旬

【調査事項】個々の従業員（当項目に限り、定年退職し、新たな雇用契約により同一企業に勤務する者を含む。）に係る以下の事項。1．年齢、学歴、性、2．決まって支給する給与総額、3．時間外手当額、4．通勤手当額

【調査名】 民間企業における役員報酬（給与）等調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年3月31日

【実施機関】 人事院事務総局給与局給与第一課、人事院事務総局給与局給与第二課

【目的】 国家公務員指定職俸給表の適用を受ける職員の給与を総合的に検討するための資料を得ること及び役員退職慰労金の支払い状況を把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和35年から開始された。

なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 調査票1（役員報酬（給与）調査） 2 - 調査票2（役員の退職慰労金調査）

【公表】 非公表（ただし、全産業、企業規模別の社長を補佐する者の年収総額は公表。インターネット及び印刷物（毎年8月））

【備考】 今回の変更は、調査票1（役員報酬（給与）調査）についての報告者数の増加、調査事項の変更及び調査結果の一部公表化（調査票2（役員の退職慰労金調査）については、2年周期のため、今回は実施されない。）

なお、調査票1（役員報酬（給与）調査）については、委員会設置会社用のB票とそれ以外の会社用のA票が用いられている。

【調査票名】 1 - 調査票1（役員報酬（給与）調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）企業規模500人以上の企業の本社であって、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。（医療法人・学校法人等を除く。）「漁業」_」、「鉱業、採石業、砂利採取業」_」、「建設業」_」、「製造業」_」、「電気・ガス・熱供給・水道業」_」、「情報通信業」_」、「運輸業、郵便業」_」、「卸売業、小売業」_」、「金融業、保険業」_」、「不動産業、物品賃貸業」_」、「学術研究、専門・技術サービス業（中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。）_」、「生活関連サービス業（中分類の「その他の生活関連サービス業」に分類されるもの。）_」、「教育、学習支援業（中分類の「学校教育」に分類されるもの。）_」、「医療、福祉（中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査で作成している母集団名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,200 / 3,500 （配布）郵送・職員 （収集）郵送・職員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年1年間 （系統）人事院 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月上旬～6月末日

【調査事項】 1 . 企業の名称、常勤従業員数、役員等の状況、産業大分類及び所在地域、

2. 調査実施の前年（以下「前年」という。）における役名別年間報酬総額（賞与等を含む。）及び人数、3. 前年における給与等の改定状況等（1）前年1月～12月までの間の報酬（給与）月額の改定状況、（2）報酬（給与）月額のカット状況、（3）前年の年間賞与の支給状況、4. 調査実施年における給与等の改定状況等（1）調査実施年1月以降の報酬（給与）月額の改定状況及びカット状況（予定を含む。）（2）調査実施年の年間賞与の支給予定、5. 前年の年間賞与額、前年12月分の報酬（給与）月額等、6. 役員退職慰労金の報酬繰入れ状況、7. 執行役員の契約関係等

【調査票名】 2 - 調査票2（役員の退職慰労金調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）企業規模500人以上の企業の本社であって、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。（医療法人・学校法人等を除く。）「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業（中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。）」、「生活関連サービス業（中分類の「その他の生活関連サービス業」に分類されるもの。）」、「教育、学習支援業（中分類の「学校教育」に分類されるもの。）」、「医療、福祉（中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査で作成している母集団名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,200/3,500（配布）郵送・職員（収集）郵送・職員（記入）自計（把握時）平成20年及び21年の2年間（系統）人事院 - 報告者

【周期・期日】（周期）2年（実施期日）平成22年5月上旬～6月末日

【調査事項】1. 企業の名称、常勤従業員数、産業大分類及び所在地域、2. 退職慰労金制度及び退職役員の状況、3. 役名別退職慰労金支給額及び退職時の報酬月額、4. 役員としての在任期間及び退職年月、5. 退職慰労金の支給方法及び支給基準

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 川崎市高齢者等実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年3月3日

【実施機関】 川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

【目的】 本調査は、平成24年度から平成26年度までの3か年にかかる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－一般高齢者調査アンケート調査票 2－要支援・要介護認定者調査アンケート調査票 3－特別養護老人ホームへの入所希望者調査アンケート調査票 4－介護保険第2号被保険者調査アンケート調査票 5－川崎市居宅介護支援事業者調査 調査票 6－川崎市居宅介護サービス事業者調査 調査票 7－川崎市介護保険施設等調査 調査票

※

【調査票名】 1－一般高齢者調査アンケート調査票

【調査対象】 (地域)川崎市全域 (単位)個人 (属性)要支援・要介護認定者を除く高齢者(65歳以上の方) (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,600/188,745 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成22年10月1日現在 (系統)川崎市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成22年10月25日～11月15日

【調査事項】 1. 基本属性、2. 生活状況、3. 健康状態、4. 就労状況、5. 地域とのつながり、6. 社会保険料等の負担感、7. 将来的な不安、8. 介護保険制度について、9. 市の施策について、10. 数年後の社会状況について 等

※

【調査票名】 2－要支援・要介護認定者調査アンケート調査票

【調査対象】 (地域)川崎市全域 (単位)個人 (属性)要支援・要介護認定者(65歳以上の方) (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/25,952 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成22年10月1日現在 (系統)川崎市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成22年10月25日～11月15日

【調査事項】 1. 基本属性、2. 生活状況、3. 健康状態、4. 現在利用中の介護サービスについて、5. 介護保険制度について、6. 市の施策について、7. 介護者の状況について 等

※

【調査票名】 3－特別養護老人ホームへの入所希望者調査アンケート調査票

【調査対象】 (地域) 川崎市全域 (単位) 個人 (属性) 特別養護老人ホームへの入所希望者 (65歳以上の方) (抽出枠) 川崎市が保管する特別養護老人ホーム入所希望待機者リスト

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 500/3,936 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月1日現在 (系統) 川崎市-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年10月25日~11月15日

【調査事項】 1. 基本属性、2. 生活状況、3. 健康状態、4. 入所希望理由、5. 入所希望時期、6. 介護保険制度について、7. 市の施策について、8. 介護者の状況について 等

※

【調査票名】 4-介護保険第2号被保険者調査アンケート調査票

【調査対象】 (地域) 川崎市全域 (単位) 個人 (属性) 要支援・要介護認定者を除く介護保険第2号被保険者 (40歳~64歳の方) (抽出枠) 住民基本台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,000/454,132 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月1日現在 (系統) 川崎市-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年10月25日~11月15日

【調査事項】 1. 基本属性、2. 生活状況、3. 健康状態、4. 就労状況、5. 地域とのつながり、6. 社会保険料等の負担感、7. 将来的な不安、8. 介護保険制度について、9. 市の施策について、10. 数年後の社会状況について 等

※

【調査票名】 5-川崎市居宅介護支援事業者調査 調査票

【調査対象】 (地域) 川崎市全域 (単位) 事業所 (属性) 居宅介護支援事業者 (抽出枠) 神奈川福祉コミュニティからの情報

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 276 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月1日現在 (系統) 川崎市-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年11月15日~11月30日

【調査事項】 1. 基本情報、2. サービス実施状況、3. サービスの質の向上を図るための取組、4. 事業展開における課題と要望、5. 市への要望 等

※

【調査票名】 6-川崎市居宅介護サービス事業者調査 調査票

【調査対象】 (地域) 川崎市全域 (単位) 事業所 (属性) 居宅介護サービス事業者 (抽出枠) 神奈川福祉コミュニティからの情報

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 688 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月1日現在 (系統) 川崎市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年11月15日～11月30日

【調査事項】 1. 基本情報、2. サービス実施状況、3. サービスの質の向上を図るための取組、4. 事業展開における課題と要望、5. 市への要望 等

※

【調査票名】 7－川崎市介護保険施設等調査 調査票

【調査対象】 (地域) 川崎市全域 (単位) 事業所 (属性) 施設サービス事業者 (抽出枠) 神奈川福祉コミュニティからの情報

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 207 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月1日現在 (系統) 川崎市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年11月15日～11月30日

【調査事項】 1. 基本情報、2. サービス実施状況、3. サービスの質の向上を図るための取組、4. 事業展開における課題と要望、5. 市への要望 等

【調査名】 大阪市域における廃棄物処理に係る実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年3月8日

【実施機関】 大阪市環境局事業部産業廃棄物規制担当

【目的】 大阪市では、平成21年4月1日より、これまで大阪市の焼却工場で受け入れを行っていた一部の産業廃棄物の搬入制度を見直し、事業者が事業系ごみを事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、リサイクルや適正処理を実施するよう取組を進めているところである。

この取組以降に、大阪市域における産業廃棄物排出事業者がどのような廃棄物を排出し、どのように処理委託をしているのか等の実態を把握することにより、今後の大阪市の施策に反映させることを目的として本調査を行うものである。

【調査の構成】 1－大阪市域における廃棄物処理に係る実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－大阪市域における廃棄物処理に係る実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」に属し、従業員数が30人未満の事業所、大分類「卸売・小売業」小分類「百貨店、総合スーパー」に属し、従業員数が100人未満の事業所、大分類「卸売・小売業」小分類「自動車小売業」に属し、従業員数が30人未満の事業所、大分類「卸売・小売業」小分類「燃料小売業」に属し、従業員数が20人未満の事業所、大分類「卸売・小売業」小分類「百貨店、総合スーパー」、「自動車小売業」、「燃料小売業」以外の分類に属し、従業員数が300人未満の事業所、大分類「飲食店、宿泊業」に属し、従業員数300人未満の事業所、大分類「公務」に属する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）44,608/111,521 （配布）郵送・調査員 （取集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）平成23年4月1日現在 （系統）大阪市－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年4月上旬～8月下旬

【調査事項】 1. 事業場について （1）所在地、（2）従業員数、（3）設置状況、（4）業種、2. 排出される廃棄物について （1）廃棄物の排出頻度、量、種類、（2）回収業者、（3）処理方法、（4）搬出先、3. 廃棄物排出について （1）分別状況（現状及び3年前の状況）について、（2）産業廃棄物処理委託契約（現状及び3年前の状況）について、（3）産業廃棄物の処理責任について、（4）産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、（5）リサイクルの取組について

【調査名】 春季賃上げ及び夏季・年末一時金要求・妥結状況調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年3月9日

【実施機関】 千葉県商工労働部雇用労働課

【目的】 千葉県内民間企業の春季賃上げ及び夏季・年末一時金の要求・妥結状況を把握し、労働経済状況など労働行政に必要な基礎資料を得るとともに、調査結果を公表し、労使交渉の際の参考資料とすることで労使関係の安定に資することを目的とする。

【調査の構成】 1－春季賃上げ要求・妥結状況調査票 2－夏季一時金要求・妥結状況調査票 3－年末一時金要求・妥結状況調査票

※

【調査票名】 1－春季賃上げ要求・妥結状況調査票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）労働組合 （属性）千葉県内の民間企業労働組合 （抽出枠）千葉県商工労働部雇用労働課が保有する労働組合に関する業務情報（労働組合基礎調査結果）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）400／1,466 （配布）郵送 （収集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）毎年6月30日現在 （系統）千葉県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月中旬～7月中旬

【調査事項】 1. 従業員数、2. 平均年齢、3. 妥結前平均基準内賃金月額、4. 要求日及び金額、5. 妥結日及び金額

※

【調査票名】 2－夏季一時金要求・妥結状況調査票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）労働組合 （属性）千葉県内の民間企業労働組合 （抽出枠）千葉県商工労働部雇用労働課が保有する労働組合に関する業務情報（労働組合基礎調査結果）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）400／1,466 （配布）郵送 （収集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）毎年7月31日現在 （系統）千葉県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年6月中旬～8月中旬

【調査事項】 1. 従業員数、2. 平均年齢、3. 平均基準内賃金月額、4. 要求日及び金額、5. 妥結日及び金額

※

【調査票名】 3－年末一時金要求・妥結状況調査票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）労働組合 （属性）千葉県内の民間企業労働組合 （抽出枠）千葉県商工労働部雇用労働課が保有する労働組合に関する業務情報（労働組合基礎調査結果）

る業務情報（労働組合基礎調査結果）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）400／1,466 （配布）郵送 （取
集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）毎年12月31日現在 （系
統）千葉県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年11月中旬～翌年1月中旬

【調査事項】 1. 従業員数、2. 平均年齢、3. 平均基準内賃金月額、4. 要求日及び
金額、5. 妥結日及び金額

【調査名】 大阪における障がい者在宅就労実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年3月14日

【実施機関】 大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課

【目的】 大阪府内民間企業及び社会福祉法人を対象に、在宅就労（テレワーク）の導入状況、IT関連業務のアウトソーシングの実態について、大阪府内の民間企業等の現状を健常者・障がい者別に把握し、障がい者雇用に関する企業側のニーズ等について調査・分析することで、今後の障がい者の就労支援施策に活かすことを当業務の目的とする。

また、健常者・障がい者別に調査を実施することで、一般的にテレワークを導入する上で解決すべき課題と、障がい者が在宅就労する上で特に配慮すべき事項を個別に把握する。

【調査の構成】 1－在宅就労の導入状況等に関するアンケート 調査票

※

【調査票名】 1－在宅就労の導入状況等に関するアンケート 調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）企業及び事業所 （属性）障害者雇用状況報告一覧に掲載されている民間企業等及び老人福祉施設、児童福祉施設等の福祉関連事業所 （抽出枠）平成22年障害者雇用状況報告一覧及び平成20年社会福祉施設名簿

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）7,000／8,980 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年3月1日現在 （系統）大阪府－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年3月中旬～3月31日

【調査事項】 1. テレワークの導入状況、2. IT関連業務のアウトソーシングの実施状況

(2) 変更

【調査名】 広島県人口移動統計調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年3月2日

【実施機関】 広島県企画振興局政策企画部統計課

【目的】 広島県の人口の移動状況を把握し、各種行政施策の基礎資料とするとともに、市町人口の推計の基礎資料を得る。

【調査の構成】 1-人口移動統計調査甲調査票 2-人口移動統計調査乙調査票

【備考】 今回の変更は、人口移動統計調査乙調査票に係るレイアウトの変更。

※

【調査票名】 1-人口移動統計調査甲調査票

【調査対象】 （地域）広島県全域 （単位）地方公共団体 （属性）市区町

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）31 （配布）オンライン（電子メール）（収集）郵送・オンライン（電子メール）（記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）広島県-報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月15日

【調査事項】 1. 男女別人口、2. 世帯数、3. 転出入者数、4. 出生者数及び死亡者数

※

【調査票名】 2-人口移動統計調査乙調査票

【調査対象】 （地域）広島県全域 （単位）個人 （属性）広島県内の一の市町（広島市にあっては区）の区域内から当該市町の区域外に住所を移す者及び県内以外の区域から県内の市町の区域内に住所を移す者で、住民基本台帳法に基づき住民票に記載され、又は住民票を消除された者。（抽出枠）調査実施期間中に転入・転出の手続のために市区町窓口を訪れた者全員

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）12,000 （配布）市区町職員（収集）市区町職員（記入）併用（把握時）調査票記入日現在（系統）広島県-市区町-報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月1日～末日

【調査事項】 1. 転出先又は転入前の住所地、2. 転出入の理由、3. 性別及び出生年月、4. 転出入先での居住見込み、5. 転出入者の15歳時の住所地

【調査名】 神奈川県消費者物価統計調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年3月3日

【実施機関】 神奈川県総務局情報統計部統計センター

【目的】 県民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格・サービス料金及び家賃を調査し指数化を行い、県消費者物価の動向を明らかにし、各種行政施策等の基礎資料とする。

【調査の構成】 1－神奈川県消費者物価統計調査調査票（様式1） 2－神奈川県消費者物価統計調査調査票（様式2） 3－神奈川県消費者物価統計調査家賃調査票 4－神奈川県消費者物価統計調査家賃調査台帳（民営）

【備考】 今回の変更は、調査対象地域から藤沢市を除外することに伴う報告者数の削除。

※

【調査票名】 1－神奈川県消費者物価統計調査調査票（様式1）

【調査対象】 （地域）総務省統計局が小売物価統計調査を実施している6市（横浜市、川崎市、横須賀市、厚木市、伊勢原市、海老名市）を除く県内2市（相模原市、小田原市）（単位）事業者（属性）調査地区内に所在する小売・サービスを提供する事業者（抽出枠）国勢調査の調査区

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）200（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）毎月12日を含む週の水、木、金曜日のうちのいずれかの1日（系統）神奈川県－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査対象日の属する週の翌週の指定された日

【調査事項】 1. 調査品目、2. 基本銘柄、3. 市町村銘柄、4. 単位、5. 価格等

※

【調査票名】 2－神奈川県消費者物価統計調査調査票（様式2）

【調査対象】 （地域）総務省統計局が小売物価統計調査を実施している6市（横浜市、川崎市、横須賀市、厚木市、伊勢原市、海老名市）を除く県内2市（相模原市、小田原市）（単位）事業者（属性）調査地区内に所在する小売・サービスを提供する事業者（抽出枠）国勢調査の調査区

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）200（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）毎月12日を含む週の水、木、金曜日のうちのいずれかの1日（系統）神奈川県－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査対象日の属する週の翌週の指定された日

【調査事項】 1. 調査品目、2. 銘柄、3. 単位、4. 価格、5. 消費税の有無

※

【調査票名】 3－神奈川県消費者物価統計調査家賃調査票

【調査対象】 （地域）総務省統計局が小売物価統計調査を実施している6市（横浜市、

川崎市、横須賀市、厚木市、伊勢原市、海老名市)を除く県内2市(相模原市、小田原市) (単位)世帯 (属性)調査地区内に所在する世帯 (抽出枠)国勢調査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)250 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)毎月12日を含む週の水、木、金曜日のうちのいずれかの1日 (系統)神奈川県—調査員—報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査対象日の属する週の翌週の指定された日

【調査事項】 1. 調査世帯番号、2. 世帯主氏名、3. 住居の延面積、4. 家賃、5. 異動(転出・転入)

※

【調査票名】 4—神奈川県消費者物価統計調査家賃調査台帳(民営)

【調査対象】 (地域)総務省統計局が小売物価統計調査を実施している6市(横浜市、川崎市、横須賀市、厚木市、伊勢原市、海老名市)を除く県内2市(相模原市、小田原市) (単位)世帯 (属性)調査地区内に所在する世帯 (抽出枠)国勢調査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)250 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)他計 (把握時)毎月12日を含む週の水、木、金曜日のうちのいずれかの1日 (系統)神奈川県—調査員—報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査対象日の属する週の翌週の指定された日

【調査事項】 1. 世帯について(1)世帯主、氏名、住所、電話番号、2. 家賃等について(1)1か月の家賃、(2)入居時期、(3)家賃契約更新周期及び時期、3. 住居について(1)面積、(2)建て方、(3)構造

【調査名】 鳥取県山間集落实態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年3月28日

【実施機関】 鳥取県企画部地域づくり支援局中山間地域振興課

【目的】 本調査は、少子高齢化、人口の減少が著しく、農地荒廃や集落機能低下等の様々な問題を抱えている中山間地域において、特に過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域に居住する住民の日常生活の状況を把握し、これまでの中山間地域振興施策の成果を分析し、次期中山間地域対策の検討を行うための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－平成23年 鳥取県山間集落实態調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更、回収方法の変更及び調査の実施期間の変更等。

※

【調査票名】 1－平成23年 鳥取県山間集落实態調査 調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）世帯 （属性）鳥取県内の山間集落のうち、谷地の最上流に位置する集落に居住する世帯及び世帯員 （抽出枠）住民基本台帳及び総合管内図

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,800/216,539 （配布）市町村職員 （取集）鳥取県職員 （記入）自計 （把握時）平成23年5月1日現在 （系統）配布：鳥取県－市町村－報告者、回収：報告者－鳥取県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年4月中旬～7月31日

【調査事項】 1. 家族の状況について、2. 生活の範囲について、3. 世帯の収入について、4. 住まいの環境・暮らしの様子について、5. 暮らしの安心について、6. ご家族の進学・就職・Uターンの状況について、7. 将来の見込みについて、8. 山林・農地の所有状況について、9. 情報通信の状況について

(参考)

基幹統計の指定

統計の名称	作成者	指定内容	指定年月日
経済構造統計 注：経済構造統計とは、 経済センサス-基礎調査 と経済センサス-活動調 査の2つの統計調査から 作成されるものである。	総務大臣・ 経済産業大臣	経済構造統計の作成者を総務 大臣から総務大臣及び経済産 業大臣に変更。	H23.3.11 (この指定 は、平成23年 4月1日か ら効力を生 ずる。) 注：官報掲載 はH23.3.30

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計の指定内容について掲
載したものである。